



平成25年8月1日発行 第109号

- 注意  
「熱中症にご注意ください！」  
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」
- お知らせ  
「平成25年度 現任介護職員資格取得支援事業について」  
「平成24年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」  
「介護サービス情報の公表」に係る調査票ご提出のお願い」
- 報酬算定・運営基準  
「居宅介護支援事業所における特定事業所減算チェックシートの届出について」
- 最近の動向  
「介護サービス事業所の指定の取消等処分について」

**注意**

○ **熱中症にご注意ください！**

今年も、熱中症でなくなる方が昨年同期を上回っており、熱中症(熱中症疑いを含む)による健康被害も多数報告されています。梅雨明け後の連続して気温が高く晴れている日は、特に熱中症による救急搬送が多いと東京消防庁から発表されています。

高齢者など熱中症にかかりやすい方々へは、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコン等の使用、また外出時には、直射日光を避け、涼しい服装で出かけるなど熱中症対策を心かけるよう、一人ひとりに対し、十分な見守りと声かけをお願いいたします。

厚生労働省のホームページでは、熱中症予防のためリーフレット等が掲載されていますので、これらを手渡しするなど、ぜひご活用ください。

また、東京消防庁のホームページでは、熱中症に関する発生状況のデータや対策、熱中症を疑う症状と応急処置等の詳細が確認できます。

熱中症は、適切な予防により防ぐことができます。熱中症を正しく理解し、一人ひとりが注意するようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>0全サービス  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/zen.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/zen.html))

【厚生労働省ホームページ】

熱中症関連情報 ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html))

熱中症を防ぐために (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000335ag.html>)

リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000335ag-att/2r985200000335bx.pdf>)

【東京消防庁ホームページ】

熱中症に注意 (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201306/heat/index.html>)

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

## ○福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち、介護ベッドに関する事故について、厚生労働省から情報提供がありました。(平成25年7月5日付公表分)詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、これまでに消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。福祉用具の適切な使用と事故防止にご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保にかかる注意喚起  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/shouhi.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi.html))

【日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)】  
(<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>)

お知らせ

## ○平成25年度 現任介護職員資格取得支援事業について

公益財団法人東京都福祉保健財団では、介護サービスを提供する法人が、都内の事業所に所属する介護職員の「介護福祉士国家資格取得」を支援する場合、その経費の一部を助成しています。

<対象となる経費>

- ①介護福祉士国家試験受験料
- ②介護福祉士国家試験の受験対策経費(受験対策講座の受講料、テキスト代、講師報酬等)

<助成基準>介護職員1名につき10万円まで、1法人10名まで

<助成率>1/2

**※交付申請提出期限:平成25年9月12日(木曜日)必着です。詳細は下記HPをご参照ください。**

【申請様式のダウンロード:財団ホームページ】

(公財)東京都福祉保健財団>人材を育てる>介護保険分野>現任介護職員資格取得支援事業  
([http://www.fukushizaidan.jp/htm/035genninkaigo/genninkaigo\\_top.html](http://www.fukushizaidan.jp/htm/035genninkaigo/genninkaigo_top.html))

【お問い合わせ先】(公財)東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 TEL03-5206-8770

お知らせ

## ○平成24年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください

平成24年度分の介護職員処遇改善加算を受給された事業者の方は、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成25年7月31日(水曜日)となっております。まだ提出をされていない事業者の方は、速やかに提出してください。

なお、実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算/介護職員処遇改善交付金>平成24年度実績報告について(介護職員処遇改善加算)  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/houkokukasan.html>)

【処遇改善加算お問い合わせ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343

※受付時間:平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

## ○「介護サービス情報の公表」に係る調査票のご提出のお願い

平成18年4月から導入された「介護サービス情報の公表」制度において、対象となる介護サービス事業者には、介護保険法第115条の35に基づき、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられております。

東京都としては、介護保険法施行令第37条の2第1項等に基づき、「平成25年度介護サービス情報の公表に係る報告・情報公表計画」を既に策定し、6月28日付にて前年度介護報酬実績額（利用者負担額を含む）が100万円を超える既存事業所に対して、「計画実施通知書」を送付しているところです。

本「計画実施通知書」に基づき、調査票のご提出をお願いいたします。（今年度、訪問調査該当事業所については、調査実施についてもご協力願います。）

また、平成25年度開設の新規事業所につきましても、既存事業所と同様にインターネットを利用する形で調査票のご提出をお願いいたします。

但し、基本情報及び運営情報（旧調査情報）の提出が義務付けられております既存事業所とは異なり、前年度の実績がないため、基本情報のみのご提出をお願いするものです。（訪問調査はありません。）

4月～7月に開設された新規事業所については8月初旬に、それ以降に開設される予定の新規事業所については開設された月の翌月初旬に、東京都指定情報公表センターより調査票の提出依頼をさせていただくことになっております。（調査票の提出につきましては、同センターより送付される通知やマニュアルをご参照ください。）

皆様のご協力をお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】東京都指定情報公表センター TEL03-5206-8736

【本制度のお問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

## 報酬算定・運営基準

## ○居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人（紹介率最高法人）の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成25年度前期分（判定期間：平成25年3月1日～同年8月31日）の受付期間は、9月1日から9月18日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001（住所不要）東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係  
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>特定事業所集中減算

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shinsei/genzan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/genzan.html))

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 介護サービス事業所の指定の取消等処分について

東京都福祉保健局は、平成25年7月19日付けで「有限会社多摩ヘルパーセンター」が運営する指定通所介護事業所「母さんの家」(八王子市並木町33-17)について、平成25年8月19日から同年11月18日までの3か月間、現在及び新規の利用者の受入れ停止を内容とする、指定の全部の効力を停止することを決定しました。現在確定している不正受領額は約26万円。なお、処分理由は、以下のとおりです。

不正請求（法第77条第1項第6号）

平成21年8月から平成24年1月までの間、利用者2名がサービス提供時間帯を通じて通所介護サービスを受けていなかった日延べ68日について、また、利用者1名が通所していなかった日延べ5日について、架空のサービス提供記録を作成の上、介護報酬を不正に請求し、受領していた。

【お問い合わせ先】（監査結果）指導監査部指導第一課 TEL03-5320-4290

（処分内容）高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4593